平成２６年（フ）第２６７号
埼玉県越谷市蒲生愛宕町２番６号
債務者　渋谷　保男
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２７６号
埼玉県越谷市大字袋山245番地　ライフジョイ大袋410号
債務者　程塚　立子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２７７号
埼玉県越谷市大字袋山245番地　ライフジョイ大袋410号
債務者　程塚　小織
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２７８号
埼玉県越谷市大字袋山245番地　ライフジョイ大袋410号
債務者　程塚　綾乃
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１８５号
高知市池3220番地４
債務者　濱村　竜矢
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５５０号
札幌市西区西野４条３丁目９番38―205号
債務者　寺原　大城
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７３９号
札幌市東区東苗穂14条３丁目29番20号　ソシアルトミイＮｏ．91―105号
債務者　丸山　佳奈（旧姓福士）
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７９１号
札幌市白石区川北2272番地９　静心寮
債務者　塙　　光枝
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８００号
札幌市東区北43条東２丁目３番23号　第２俊美荘２号
債務者　菊地　一夫
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８２４号
札幌市白石区栄通８丁目６番２―211号
債務者　宮崎由美恵
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８３１号
札幌市厚別区厚別南１丁目５番16―207号
債務者　柳岡可奈子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８５８号
札幌市手稲区曙11条２丁目９番１号
債務者　山田　悦久
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８７０号
札幌市豊平区平岸２条９丁目５番17―101号
債務者　下村　　智
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８８０号
札幌市東区本町２条６丁目６番35号　シティハイム26―102号
債務者　黒川　幸恵（旧姓外崎）
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９４９号
札幌市中央区南10条西16丁目１番18―207号
債務者　平柳　哲男
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９７０号
札幌市中央区南６条西８丁目８番地23　ドミローレル第11―506号
債務者　菊池あゆみ
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９９４号
札幌市白石区東札幌５条３丁目１番30―414号
債務者　菊池紗緒里
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部